

登録有形文化財（建造物）の登録について

令和元年11月15日（金）に国文化審議会が開催され、同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、下記の文化財の登録が文部科学大臣に答申される予定です。今後、官報告示を経て、登録文化財原簿に登録されることとなります。

本県関係では、平成30年11月16日答申の北谷道具博物館など2件に続くもので、合計196件となります。

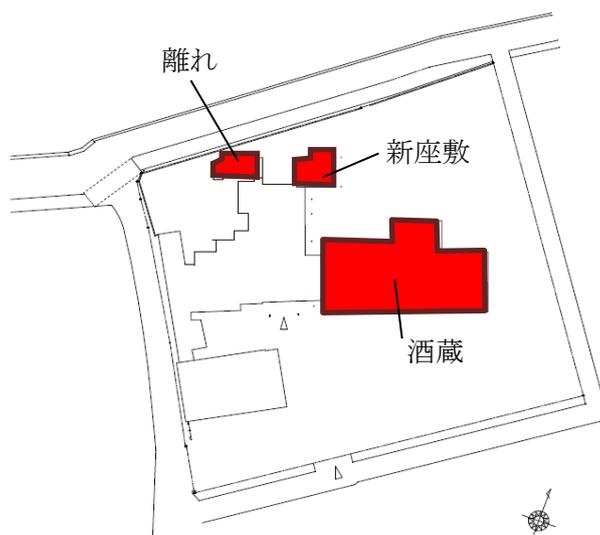
【答申予定の登録有形文化財（建造物） 3件】

名 称	員 数	所 在 地	所 有 者	建 築 年 代
あおきらんじやどうしんざしき 青木 蘭麿堂 新座敷	1 棟	福井市脇三ヶ町 25-19	青木 邦夫	江戸後期の建築、 昭和前期・昭和44年改築
あおきらんじやどうはなれ 青木 蘭麿堂 離れ	1 棟	福井市脇三ヶ町 25-19	青木 邦夫	大正7年
あおきらんじやどうさかぐら 青木 蘭麿堂 酒蔵	1 棟	福井市脇三ヶ町 25-19	青木 邦夫	寛政12年頃建築(中蔵)、 明治後期増築(下屋)、 昭和37年頃改築(酒蔵)

あおきらんじやどう

青木 蘭麿堂 について

- ・所在地 福井市脇三ヶ町 25-19
- ・所有者 青木 邦夫
- ・特徴 青木蘭麿堂（青木家）は、一乗谷朝倉氏遺跡の北西にあたる脇三ヶ町中脇の集落に位置する。寛政 11 年（1799）に酒造を始め、現在も薬酒「蘭麿酒」の製造・販売を続けている。今回、登録となった新座敷、離れ、酒蔵は地盤が良好なためか震災被害も無く、福井市指定名勝の庭園とともに、青木家の生業と繁栄を伝える建物である。



① 青木蘭麿堂新座敷

- ・年 代 江戸後期の建築
昭和前期・昭和44年改修
- ・登録基準 造形の規範となっているもの
- ・特 徴 主屋北側にあり、数寄屋風建築で、県内でも独立した座敷は非常に珍しく、市指定名勝の庭園を鑑賞する重要な視点場となっている。



② 青木蘭麿堂離れ

- ・年 代 大正7年建築
- ・登録基準 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- ・特 徴 新座敷の西側に位置し、2階前室障子の戸首上面に「大正7年6月新調」の墨書が残る。自由で凝った意匠が見られ、2階が1階よりも広い極めて珍しい構造である。



③ 青木蘭麿堂酒蔵

- ・年 代 寛政12年頃建築(中蔵)、
明治後期増築(下屋)、
昭和37年頃改築(酒蔵)
- ・登録基準 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- ・特 徴 主屋に接続した中蔵、酒蔵、
下屋の3つの部分からなり、中蔵2階建
具に墨書が残る。製造に関わる一連の建物がまとまって残り、屋敷正面に見える本建物は屋敷構えをなす建物として重要である。

